

つくばみらい市告示第26号

令和7年度つくばみらい市低所得の子育て世帯生活応援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱を次のように定める。

令和8年2月24日

つくばみらい市長 小田川 浩



令和7年度つくばみらい市低所得の子育て世帯生活応援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、物価高騰等の影響を受けて困難に直面している低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を見舞う観点から支給する、子育て世帯生活応援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給要件）

第2条 つくばみらい市（以下「市」という。）は、前条の目的を達成するため、この告示の定めるところにより、茨城県低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「本給付金」という。）を、次条第2項に規定する対象児童（本給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、第1号に規定する養育要件に該当し、かつ、第2号に規定する所得要件に該当する者（以下「支給対象者」という。）に対して支給するものとする。

（1） 以下の養育要件に該当すること。

令和8年1月分の児童手当（児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当（同法附則第2条第1項に規定する特例給付を含む。）をいう。以下同じ。）の受給者（ただし、同法第17条に規定する公務員である者を除く。）

（2） 以下の所得要件に該当すること。

地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者

2 前項の規定にかかわらず、本給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、支給対象者に対して本給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

令和8年1月1日以降、支給決定前	左欄に掲げる者が死亡した日の属する
------------------	-------------------

<p>までの間に支給対象者が死亡した場合（この規定により本給付金を支給される者が、本給付金の支給決定前に死亡した場合を含む。）</p>	<p>月の翌月分の、当該死亡した者に係る支給要件児童（児童手当法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
---	---

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者には、本給付金を支給しない。

- (1) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
 - (2) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者
 - (3) 法人
- (本給付金の支給額等)

第3条 本給付金の支給額は、支給対象者が養育する対象児童1人につき、5万円とし、1回に限り支給する。ただし、茨城県低所得の子育て世帯生活応援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「ひとり親世帯給付金」という。）の支給額の算定の基礎とされた児童は、対象児童から除かれるものとする。

2 本給付金の対象児童は、平成19年4月2日から令和7年12月31日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有するもの又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。）とする。

(市が支給を実施する支給対象者の範囲)

第4条 市は、令和8年1月分の児童手当の受給資格を認定している者に対して、本給付金を支給することとする。

(支給の方式)

第5条 市長は、令和8年1月分の児童手当の受給者に対し、本給付金の支給の申込みを行うものとする。

2 支給対象者は、支給を希望しない場合、別紙様式第1号の給付金受給拒否の届出書により届出を行うことができる。

3 市長は、第1項の支給の申込み後、支給を決定し、次の各号に掲げる方式のいずれかにより、速やかに支給対象者に対し、本給付金を支給する。この場合、第3号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うことができる。

- (1) 児童手当支給口座振込方式 児童手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前項の支給決定までに、支給対象者が市に別紙様式第2号の支給口座登録等の届出書を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口交付方式 口座への振込みによる支給が困難である場合に、支給対象者が市に別紙様式第2号の支給口座登録等の届出書を提出し、市が当該窓口で現

金を交付することにより支給する方式

(不当利得の返還)

第6条 市長は、本給付金の支給後に支給対象者の要件に該当していないことが判明した場合、本給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った本給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第7条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第8条 この告示の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和8年1月9日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

令和7年度つくばみらい市低所得の子育て世帯生活応援特別給付金
(ひとり親世帯以外分) 受給拒否の届出書

市町村
受付印

つくばみらい市長 殿

- 1, 私は、「令和7年度つくばみらい市低所得の子育て世帯生活応援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 2, 本届出により、「令和7年度つくばみらい市低所得の子育て世帯生活応援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先

()

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

金沢地区有価証券保有世帯の青年の無投票率の推移(単位:千世帯)

選挙区別
有価証券

選挙区別有価証券

金沢地区有価証券保有世帯の青年の無投票率の推移(単位:千世帯)

選挙区別有価証券保有世帯の青年の無投票率の推移(単位:千世帯)

選挙区別有価証券

選挙区別有価証券

選挙区別有価証券

選挙区別有価証券

選挙区別有価証券

選挙区別有価証券

令和7年度つくばみらい市低所得の子育て世帯生活応援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)支給口座登録等の届出書

低所得の子育て世帯生活応援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)支給市町村
つくばみらい市長殿



1. 届出者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
		年 月 日	電話 ()

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 新規振込先指定口座(児童手当を受給しているご本人名義の口座に限ります。)

ア 指定の金融機関口座(原則、1. の届出者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.信協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和8年4月30日までに、市が届出者に連絡・確認できない場合に、低所得の子育て世帯生活応援特別給付金(ひとり親世帯以外分)が支給されないことに同意します。

提出書類

- 『令和7年度つくばみらい市低所得の子育て世帯生活応援特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給口座登録等の届出書』(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 (※「2. 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。)
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』
※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

全労連の活動に関する資料を以下の資料として作成し、以下の方法で提出してください。(※代用紙を使用)



提出先: 全労連 事務局
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

提出日

提出先	提出日	提出内容

※提出先は、以下の通りです。

1. 全労連の活動に関する資料を以下の方法で提出してください。

2. 提出先は、以下の通りです。提出先が不明な場合は、以下の方法で提出してください。

提出先	提出日	提出内容

3. 提出先が不明な場合は、以下の方法で提出してください。

4. 提出先が不明な場合は、以下の方法で提出してください。

5. 提出先が不明な場合は、以下の方法で提出してください。

提出先が不明な場合は、以下の方法で提出してください。

提出日

6. 提出先が不明な場合は、以下の方法で提出してください。

7. 提出先が不明な場合は、以下の方法で提出してください。

8. 提出先が不明な場合は、以下の方法で提出してください。

9. 提出先が不明な場合は、以下の方法で提出してください。